

事業シート (概要説明書)																		
事業名	安全・安心パトロール事業							事業開始年度	平成16年度									
上位施策名	防犯・交通安全対策を推進する							担当局・部名	市民部									
根拠法令等								担当課・係名	市民生活あんしん課									
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務							作成責任者	谷池正春									
実施の背景	近年の、児童・生徒を狙った不審者・変質者の増加や、自転車盗やひったくり等の街頭犯罪の増加に伴い、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められてきた。																	
目的 (何をどうしたいのか)	車両によるパトロール活動を行うことにより、犯罪の未然防止、市民の防犯意識の高揚をめざす。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	加古川市民						対象者数 (全住民に対する割合)										
								268,053	人	(100	%)						
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施																
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 (委託先又は指定管理者: 兵庫県警友会加古川支部、加古川市シルバー人材センター)																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)																
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()																
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)						事業費			活動指標							
		防犯・交通パトロールの実施						11,467	千円	平日13時15分から 17時15分まで								
									千円									
									千円									
							千円											
関連事業 (同一目的事業等)	地域見守り防犯カメラ設置補助事業 防犯のまちづくり支援事業																	
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)		23年度 (決算)											
	事業費合計		6,922	千円	11,467	千円	7,149	千円	6,787	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)		委託料 防犯・交通パトロール業務委託料 (兵庫県警友会加古川支部) 1,651千円 防犯・交通パトロール運転業務委託料 ((公社) 加古川市シルバー人材センター) 4,089千円 備品購入費 防犯・交通パトロール車3台更新 4,662千円 デジタルカメラ4台 22千円 需用費817千円、報償費9千円、役務費197千円、使用料及び賃借料3千円、公課費17千円															
	人件費	担当正職員	0.4	人	3,141	千円	0.4	人	3,141	千円	0.2	人	1,571	千円	0.2	人	1,571	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円	1	人	1,914	千円	1	人	1,914	千円
		人件費合計	0.4	人	3,141	千円	0.4	人	3,141	千円	1.2	人	3,485	千円	1.2	人	3,485	千円
	総事業費		10,063		千円	14,608		千円	10,634		千円	10,272		千円				
	財源 内訳	国県支出金				千円			千円			千円			千円			
		国県支出金の内容																
		地方債				千円			千円			千円			千円			
その他特財		500		千円	500		千円	500		千円	500		千円					
その他特財の内容			防犯・交通パトロール事業負担金 (播磨町)															
一般財源		9,563		千円	14,108		千円	10,134		千円	9,772		千円					
財源合計		10,063		千円	14,608		千円	10,634		千円	10,272		千円					

事業シート（概要説明書）

事業名		安全・安心パトロール事業			事業開始年度	平成16年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		巡回パトロール日数			日	243	245	244
		巡回パトロール走行距離			km	38,757	40,029	38,570
		巡回パトロールでの立ち寄り件数			件	6,109/5,900	5,879/5,900	5,691/5,900
		巡回パトロールに係る情報件数			件	108	87	87
	単位当たりコスト	総事業費	/	巡回パトロール日数	円	60,115	43,404	42,098
	単位当たりコスト	総事業費	/	巡回パトロール距離(km)	円	377	266	266
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	平成23年度と比較し、犯罪発生件数が減少することを目指す。減少することによって少しでも安心して暮らしていけるため。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		刑法犯罪発生件数			件	4,064/4,200	4,336/4,200	4,756/4,200
		交通人身事故発生件数			件	1,972/1,900	1,934/1,900	2,047/1,900
		/ / /						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 犯罪発生件数が、減少傾向にあり、事業の成果はある。しかしながら、犯罪はなくなっているわけではなく、犯罪の未然防止や防犯意識の高揚のためにも事業は継続するべきである。 パトロール業務は兵庫県警察OBの警友会加古川支部によるボランティアで実施しており、隊員の高齢化も進むなか、他のボランティア団体等との連携も必要になってきていると考える。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<明石市>青パト車2台、午前・午後に運行。運転手は専任職員（嘱託職員）が2名。 ①地域からパトロール要望がある場合は、地域の方と市職員が乗務。②ない場合は市職員1名で乗務。 ①452回②475回（平成25年度） <高砂市>青パト車2台保有、平日午前・午後に各1台1時間半から2時間運行。乗員は専任職員（嘱託職員）が2名。 <小野市>青パト車8台保有、①8：45～17：15運行6台、13：00～21：30運行1台。 運転手は専任職員（常勤嘱託職員）が15名で各2名乗車。						
特記事項								

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

事業名	安全・安心パトロール事業		事業開始年度	平成16年度
団体名	兵庫県警友会加古川支部			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	地域の安全・安心のため、警察官OBとしての経験を生かしてパトロールができるのは、兵庫県警友会加古川支部のほかにはないため。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	防犯交通パトロール業務	1,651 千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	1,651 千円		千円
	補助金	千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 ()	千円		千円
総計	1,651 千円	総計	1,651 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	兵庫県警OB会によるボランティア団体										
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)	
	市出資金	千円		役員							
	出資比率	%		職員							
団体全体の収支状況	収入				支出						
	国からの財政支出金	千円	事業費	千円							
	県からの財政支出金	千円	管理費	千円							
	市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円							
	委託料・指定管理料	千円	その他 ()	千円							
	補助金	千円	総計	千円							
	その他	千円									
その他 ()	千円										
総計		千円	収支差	0 千円							
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円										
財務諸表URL											

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

事業名	安全・安心パトロール事業		事業開始年度	平成16年度
団体名	(公社)加古川市シルバー人材センター			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	高年齢等の雇用の安定等に関する法律により、高年齢雇用の機会を提供することができる団体として選定(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	防犯交通パトロール運転業務	4,089 千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	4,089 千円		千円
	補助金	千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 ()	千円		千円
総計	4,089 千円	総計	4,089 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された法人である。</p> <p>事業内容としては、「高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供」、「高年齢者の就業に関する調査及び研究」、「高年齢者に対する就業相談の実施」、「高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会の確保及び提供」、「高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催」等がある。</p>									
	資本金	0 千円	役員	H26.4.1現在 (単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	0 千円		役員	1	1	12	2	2	1
	出資比率	0 %		職員	7	2				
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	16,514 千円	事業費							568,096 千円
	県からの財政支出金	千円	管理費							8,147 千円
	市町村からの財政支出金	千円	人件費							千円
	委託料・指定管理料	千円	その他 ()							千円
	補助金	17,365 千円	総計							576,243 千円
	その他	千円								
	その他 (受託事業収益等)	535,039 千円								
総計	568,918 千円	収支差							▲7,325 千円	
特記事項	負債総額:57,171,698円 資本総額:59,190,760円 利益剰余金(もしくは欠損金):一円									
財務諸表URL	http://www.kakogawa-sc.com/public/index.html									

防犯・交通パトロール業務について

防犯・交通パトロールは街頭犯罪の発生を防止し、地域の安全確保に寄与するため、市内を4ブロックに分け、4台の擬似パトロールカーで市内を巡回しています。

(1) 経緯

平成16年7月、兵庫県警友会加古川支部の協力を得て、88名の隊員で発足
運転業務はシルバー人材センターに委託

平成17年4月 播磨町の巡回始まる

平成21年7月 業務時間を13時15分～17時15分に統一

(2) 具体的な業務内容

- ① 児童・生徒の見守りを中心としたパトロール及び啓発
- ② 事件・事故遭遇時の関係機関への連絡
- ③ 地域防犯に係る情報収集（学校園、地域防犯団体等への立ち寄り）
- ④ 事件事故危険箇所の調査、点検、連絡
- ⑤ 地域住民に対する防犯指導・助言

(3) 業務時間

平日午後1時15分から午後5時15分

ただし、学校園の春・冬季休業期間、及び夏期休業のうち2週間程度はシルバー人材センターの職員4人のみが車2台体制でパトロールを実施する。

(4) 体制

1台につき

運転業務員 1名（シルバー人材センター1名）

巡回業務員 1名（警友会加古川支部1名）

隊員数 84名（平成26年10月末）

年齢構成 60～80代

(5) パトロール地域

- ① 加古川町、尾上町
- ② 平岡町、別府町、播磨町（週2回2時間程度）、
- ③ 野口町、神野町、新神野、八幡町
- ④ 平荘町、上荘町、東神吉町、西神吉町、米田町、志方町

(6) 服装

黄色のジャンパー（夏は緑のメッシュベスト）、帽子、名札

(7) その他

年1回、パトロール隊班別会議、全体会議を開催し、情報交換を行っている。

防犯・交通パトロール走行距離集計表

(平成25年度)

号車 月	1号車 (姫路500ふ9815)		2号車 (姫路500ふ9816)		3号車 (姫路500ふ9817)		4号車 (姫路500ふ9818)		合計	
	走行距離 km	給油 ℓ	走行距離 km	給油 ℓ	走行距離 km	給油 ℓ	走行距離 km	給油 ℓ	走行距離 km	給油 ℓ
4月	539	59.00	805	78.70	608	62.20	1,077	59.00	3,029	258.90
5月	715	68.00	769	93.40	779	99.40	1,216	110.00	3,479	370.80
6月	671	96.00	729	102.00	818	86.00	1,123	92.80	3,341	376.80
7月	993	109.40	731	88.10	768	124.80	1,035	91.20	3,527	413.50
8月	630	65.40	477	35.00	804	87.00	1,123	127.00	3,034	314.40
9月	837	76.60	638	98.70	618	89.10	854	68.00	2,947	332.40
10月	1,008	100.50	1,032	66.60	825	59.50	823	78.20	3,688	304.80
11月	911	96.71	949	58.30	768	56.90	735	72.80	3,363	284.71
12月	975	65.50	718	86.50	610	51.00	708	75.40	3,011	278.40
1月	715	56.30	867	70.80	814	84.00	702	56.00	3,098	267.10
2月	695	51.30	823	66.01	950	49.00	723	68.60	3,191	234.91
3月	662	83.40	892	113.90	831	77.60	664	77.60	3,049	352.50
合計	9,351	928.11	9,430	958.01	9,193	926.50	10,783	976.60	38,757	3,789.22
燃費		10.08		9.84		9.92		11.04		10.2

平成25年度 防犯・交通パトロール情報収集一覧表

	情報提供 (教委より) 不審者情報等 (単位：件)	情報収集 (地域巡回) 不審者・変質者情報 放置車両等 (単位：件)	巡回依頼・要望 (単位：件)	立 寄 り (単位：件)	
				小中学校、 ATM等	うちATM
4月	4	6	3	502	252
5月	7	8	8	554	249
6月	11	3	5	517	242
7月	11	5	13	545	273
8月	7	8	9	431	287
9月	11	7	6	503	224
10月	9	4	5	582	265
11月	13	10	13	537	239
12月	8	13	25	455	225
1月	5	20	32	517	228
2月	10	15	45	507	228
3月	3	9	50	459	239
合計	99	108	214	6,109	2,951

関連事業シート (概要説明書)

事業名	地域見守り防犯カメラ設置補助事業		事業開始年度	平成25年度		
上位施策名	防犯・交通安全対策を推進する		担当局・部名	市民部		
根拠法令等	加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱		担当課・係名	市民生活あんしん課		
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	谷池正春		
実施の背景	近年の、児童・生徒を狙った不審者・変質者の増加や、自転車盗やひったくり等の街頭犯罪の増加に伴い、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う地域安全まちづくり活動を支援し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められてきた。 兵庫県では平成22年度から防犯カメラ設置補助事業を実施し、1箇所あたり18万円を補助してきたが、平成25年度から補助額1箇所あたり8万円となった。 市は防犯カメラの設置を促進するため、平成25年度から県と同額の8万円を上限として随伴補助することとした。					
目的 (何をどうしたいのか)	まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、防犯設備面から支援するため、防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助することにより、犯罪の未然防止、市民の防犯意識の高揚、地域防犯力の向上をめざす。					
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	加古川市民		対象者数 (全住民に対する割合)		
				268,053	人 (100 %)	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施				
		<input type="checkbox"/> 業務委託 (委託先又は指定管理者:)				
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 36防犯活動団体 実施主体: 36防犯活動団体)				
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)		事業費		活動指標	
	防犯カメラ設置補助の実施		4,256	千円	補助団体数、補助件数	
				千円		
				千円		
				千円		
関連事業 (同一目的事業等)	安全・安心パトロール補助事業 (11,467千円) 防犯のまちづくり支援事業 (857千円) 兵庫県防犯カメラ設置補助事業 (1カ所あたり8万円を補助する)					
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)	
	23年度 (決算)					
	事業費合計	4,000千円		4,256千円		0千円
	事業費内訳 (平成25年度分)	補助金 町内会等地域団体 (36団体、54カ所、1カ所あたり上限8万円) 4,256千円				
	担当正職員	0.83人	6,518千円	0.83人	6,518千円	
	臨時職員等					
人件費合計	0.83人	6,518千円	0.83人	6,518千円		
総事業費	10,518千円		10,774千円			
財源 内訳	国県支出金					
	国県支出金の内容					
	地方債		千円	千円	千円	千円
	その他特財		千円	千円	千円	千円
	その他特財の内容					
	一般財源	10,518千円		10,774千円	0千円	0千円
財源合計	10,518千円		10,774千円		0千円	

関連事業シート (概要説明書)

事業名		地域見守り防犯カメラ設置補助事業			事業開始年度	平成25年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】 (実績値/目標値)			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		補助団体数			件	36/36	/	/
		補助件数			件	54/54	/	/
						/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	補助件数	千円	200			
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	防犯カメラの補助率を増加させることを目指す。 防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止、未然防止につながり、住民の安心な暮らしを確保することができるため。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】 (実績値/目標値)			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		申請に対する補助率			%	100/100	/	/
						/	/	/
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 資金面から防犯カメラの設置を実現できなかったまちづくり防犯グループ等の地域団体は、市の補助制度が創設されたことにより、地域での防犯カメラ設置の契機となり、地域防犯力の向上、犯罪の未然防止に繋がっている。また、地域団体での防犯活動に携わる人材が不足していくことも想定されることから、防犯活動を設備面から補完するためにも、事業の推進は不可欠と考える。今後は、地域団体におけるプライバシーへの配慮等管理運用面についての課題をクリアし、更なる防犯カメラ設置を推進し、市民の体感治安の向上を図りより一層の安全で安心な暮らしを目指していく。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<兵庫県> 市内補助団体数：36団体、補助件数：54件、1箇所あたり8万円 <高砂市> 1箇所あたり8万円を上限 ※平成26年度防犯カメラ助成事業を実施している市町 神戸市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、高砂市、播磨町、市川町、佐用町、豊岡市、篠山市、丹波市、洲本市、加古川市 (14市町) ※平成25年度防犯カメラ助成事業を実施した市町 神戸市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、高砂市、市川町、篠山市、丹波市、洲本市、加古川市 (11市町)						
特記事項		本事業は、兵庫県防犯カメラ設置補助事業を補完するもので、県補助金に市が上乗せ補助するもの。						

平成25年度 兵庫県・加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助事業 補助団体一覧

地区	番号	団体名	設置数
寺家町	1	生駒町町内会	2
寺家町	2	大川町町内会	4
鳩里	3	西河原町内会	3
鳩里	4	粟津町内会	1
氷丘	5	大野町内会	1
氷丘	6	西大野町内会	1
氷丘	7	中津町内会	3
氷丘	8	河原第1町内会	1
氷丘	9	溝之口1丁目町内会	2
氷丘	10	溝之口3丁目町内会	2
氷丘	11	東溝之口町内会	1
氷丘	12	平野町内会	1
氷丘	13	美乃利町内会	1
氷丘	14	間形町内会	1
神野	15	神野西町内会	2
新神野	16	新神野町内会連合会	1
新神野	17	新神野2丁目南	1
野口中	18	野口自治会	1
野口中	19	良野中町内会	2
野口中	20	良野北町内会	1
野口中	21	ローズヴィラ東加古川管理組合	1
野口南	22	古大内町内会	1
野口南	23	鶴町内会	1
野口北	24	横蔵寺町内会	2
平岡中	25	山之上町内会	1
平岡北	26	北芳苑町内会	2
平岡北	27	岸の下町内会	1
尾上	28	養田町内会	1
尾上	29	旭町内会	1
別府	30	新野辺第1町内会	2
東神吉	31	西井ノ口町内会	4
東神吉	32	砂部町内会	1
東神吉	33	東神吉団地町内会	1
米田	34	米田町内会連合会	1
米田	35	米田町地区防犯連絡協議会	1
志方中	36	上ノ町町内会	1
合 計			54

平成 26 年度加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年加古川市規則第 30 号）に定めるもののほか、地域犯罪の発生を抑止するとともに、市民の不安感の解消を図り、もって地域住民の安全・安心を確保するため、地域団体等が防犯カメラ設置事業を行う場合に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる団体及び事業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

(1) 平成 26 年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業（以下、「県補助事業」という。）の補助要件を満たすこと。ただし、市長の交付決定後から平成 27 年 3 月 31 日までの間に設置・完了する事業であること。

(2) 前号に掲げる事業に応募した箇所で、市が必要と認める箇所であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下に活動していると認められる場合は除くものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、県補助事業により選定された箇所については 1 箇所につき補助対象経費（県補助事業の助成額を除く）のうち 8 万円を上限とする。ただし、県補助事業に選定されなかった箇所のうち、特に必要と認める箇所については 1 箇所につき 1 6 万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請者」という。）は、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次

の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市補助事業の応募結果を示す書類
- (2) 県補助事業の応募結果を示す書類及び県補助事業に採択された場合には
県補助事業の交付決定書の写し
- (3) 防犯カメラ設置計画書
- (4) 防犯カメラの設置場所等が分かる図面
- (5) 現況の写真（「設置箇所全景写真」及び「撮影する箇所の写真（防犯カメラ画像を想定したもの）」）
- (6) 防犯カメラの仕様書等の写し
- (7) 防犯カメラ設置にかかる見積書の写し
- (8) 調査票
- (9) 防犯カメラの管理運用規定（管理責任者の設置、撮影していることの明示、記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法、記録した映像の利用・提供の制限、苦情処理対応の項目を含むもの）
- (10) 防犯カメラ設置に必要となる所有者の同意書及び法令等に基づく許可書等の写し
- (11) 防犯カメラ設置について団体の中で合意が形成されていることを示す書類の写し（総会議事録等）
- (12) 防犯カメラの適正な設置・運用に関する誓約書
- (13) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付(変更)決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を補助申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付の決定は、1団体につき1回とし、市長は、交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(事業の内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)で、補

助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業変更申請書（様式第4号）に第5条各号に掲げる書類のうち、変更後にかかる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、第6条の規定を準用する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業終了後、加古川市地域見守り防犯カメラ補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真（設置後の「設置箇所全景写真」、「防犯カメラが作動中であることを表示した箇所の写真」及び「撮影した箇所の映像写真」）
- (2) 事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第6号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、もしくは交付の決定の内容を変更し、又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の方法により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定後、当該補助金交付の対象となっている事業の内容を変更し、又は第6条第2項に定める条件もしくはこの要綱に違反したとき

(使用継続の義務)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の日から起算して5年間は、補助対象となった防犯カメラの使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象外経費
(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費	(1) 既存の設備の撤去に要する経費 (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 (3) 防犯カメラシステムを維持管理（賃借に要する経費を含む）することに要する経費

関連事業シート (概要説明書)

事業名		防犯のまちづくり支援事業				事業開始年度												
上位施策名		防犯・交通安全対策を推進する				担当局・部名		市民部										
根拠法令等						担当課・係名		市民生活あんしん課										
事務区分		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				作成責任者		谷池正春										
実施の背景		近年の、児童・生徒を狙った不審者・変質者の増加や、自転車盗やひったくり等の街頭犯罪の増加に伴い、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められてきた。																
目的 (何をどうしたいのか)		地域の防犯活動団体への支援や、防犯に関する講座を実施することで、防犯活動団体の活動を活発にし、犯罪の未然防止や市民の防犯意識向上を目的とする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	加古川市民				対象者数 (全住民に対する割合)												
						268,053	人	(100	%)								
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施																
		<input type="checkbox"/> 業務委託 (委託先又は指定管理者:)																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)																
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()																
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)				事業費		活動指標											
	地域防犯活動団体連絡会議				771	千円	年2回											
	防犯リーダー養成講座				67	千円	年1回											
	防犯啓発活動				25	千円	広報紙12回、街頭啓発5回、HP常時											
						千円												
関連事業 (同一目的事業等)		地域見守り防犯カメラ設置補助事業 安全安心パトロール事業																
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)		23年度 (決算)											
	事業費合計		926	千円	857	千円	861	千円	9,234			千円						
	事業費内訳 (平成25年度分)		報償費 20千円 防犯リーダー養成講座の講師謝礼金 需用費 803千円 地域防犯活動団体への支援物資代等 使用料及び賃借料 22千円 複写機使用料 各種会議、講座に係る駐車場代 その他 12千円															
	人件費	担当正職員	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
		人件費合計	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円	0.33	人	2,592	千円
総事業費		3,518		千円	3,449		千円	3,453		千円	11,826				千円			
財源 内訳	国県支出金				千円			千円			千円					千円		
	国県支出金の内容																	
	地方債				千円			千円			千円					千円		
	その他特財				千円			千円			千円					千円		
	その他特財の内容																	
一般財源		3,518		千円	3,449		千円	3,453		千円	11,826				千円			
財源合計		3,518		千円	3,449		千円	3,453		千円	11,826				千円			

関連事業シート (概要説明書)

事業名		防犯のまちづくり支援事業			事業開始年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】 (実績値/目標値)		単位	H25年度	H24年度	H23年度
		地域防犯活動団体連絡会議		件	2/2	2/2	2/2
		防犯リーダー養成講座		件	1/1	1/1	1/1
					/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費 (H23は防犯協会事業費を除く)	/	会議等実施回数	千円	286	287
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	平成23年度と比較し、犯罪発生件数が減少することを目指す。減少することによって少しでも安心して暮らしていただけるため。					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】 (実績値/目標値)		単位	H25年度	H24年度	H23年度
		刑法犯罪発生件数		件	4,064/4,200	4,336/4,200	4,756/4,200
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 刑法犯罪の発生件数は年々減少している。これは、地域防犯活動団体への支援もあり地域の防犯活動が活発になり、市民の防犯意識が向上した結果ではないかと考えられる。しかし、犯罪発生件数は4,000件を超えており、市民の体感治安は良くないのが現状である。 課題としては、防犯活動団体会員の高齢化による活動の限界や、後継者不足をどう解消していくかが挙げられる。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	愛知県豊田市 ①犯罪のないまちづくり研修会支援事業 地域で開催する防犯教室の講師料の一部を市が助成 防犯啓発教材の貸出し (ビデオ、資料等) 参加者への防犯啓発物品の配布 ②犯罪のないまちづくり活動支援物品支給事業 活動用品を支援 (支給) することにより、地域の自主防犯活動の充実を図る。 支給用品 (ベスト、帽子、青色信号灯など) ③犯罪のないまちづくり推進強化地区の指定 住宅対象侵入盗及び自動車関連窃盗の多発地区を、「犯罪のないまちづくり推進強化地区」に指定し、講習会、防犯診断、パトロール強化などを重点的に実施。						
特記事項							